

本 編

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る「子どもの貧困対策」は極めて重要です。平成25年度（2013年度）国民生活基礎調査（厚生労働省）では、2012年の我が国の子どもの貧困率は16.3%と過去最高を更新したと発表され、2014年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

県においても、2015年3月に神奈川県子どもの貧困対策推進計画（以下「計画」という。）を策定し、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ってきましたが、子どもの現状に目を向けると、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状態にあるとされています（※）。そこで、2019年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、そして、子どもたちの笑いあふれるかながわとするため、計画を改定します。

※平成28年（2016年）国民生活基礎調査結果（厚生労働省）（子どもの貧困率13.9%）

2 法改正と新大綱の策定

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年（2013年）法律第64号。以下「法」という。）の施行から5年が経過し、2019年6月19日に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年（2019年）法律第41号）が公布され、同年9月7日に施行されました。

改正法では、目的（第1条）に、子どもの将来だけではなく現在に向けた対策であることや、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進していくことなどが、新たに加わりました。

目的（改正法第1条）

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」について

法では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」（第8条1項）とされていることから、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」をまとめ、2014年8月29日に閣議決定しました。

子供の貧困対策に関する大綱では、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱にも続く施策の実施状況や対策の効果などを踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討するとされており、法改正の趣旨などを勘案し、有識者会議での議論などを経て、2019年11月29日に新大綱（以下「大綱」という。）の策定が行われました。

大綱に掲げる事項（法第8条2項）

- 1 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 2 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 3 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 4 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 5 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

大綱では、子どもの貧困に関する39の指標を設定しており、この指標の改善に向けた重点施策として、以下の4つを明示しています。

- ① 教育の支援
- ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ④ 経済的支援

3 神奈川県子どもの貧困対策推進計画について

(1) 基本方針

計画では、神奈川の子どもをとりまく現状と課題を受け、改正法の規定や大綱で定める重点施策と同じく、①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援の4つを柱とし、これら4つの柱をつなぐ取組みとして、⑤社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり、を新たに計画に位置付けるとともに、具体的な施策を子どものライフステージを踏まえて体系化します。

また、県としての指標の設定を行い、これに基づき施策の実施状況や対策の効果などを検証し、必要に応じて施策の見直しや改善を図っていきます。

(2) 計画の位置付け

法第9条の計画策定努力義務に係る県における子どもの貧困対策についての計画であり、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とします。

また、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、県が策定する「かながわ子どもみらいプラン」の関連計画として、整合性を図っています。

さらに、本計画のめざすすがたである「現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわ」は、将来を担う子どもたちが夢や希望を持って、大人になり、将来の神奈川を支えるという意味で、持続可能な神奈川の実現につながるものであり、SDGs（※）の理念とも方向性が一致しています。

SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」の達成を視野に入れながら、子どもたちの笑顔のため、計画を推進していきます。

<SDGs（世界を変えるための17の目標）>



※SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など、17の目標と169のターゲットから成ります。目標1ターゲット1.2では、「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」とされています。

(3) 対象地域

この計画は、神奈川県全域を対象とします。また、県の施策だけでなく、市町村の主な施策を視野に入れて取組みを構成します。（政令市・中核市を含む。）

(4) 計画期間

大綱が今後5年間（令和元年（2019年）11月から令和6年（2024年）10月）の政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることを踏まえ、この計画については、2020年度から2024年度までの5年間を計画期間とします。ただし、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととします。